

①
製 造 所 構 造 設 備 明 細 書
一 般 取 扱 所

事業の概要	②							
危険物の取扱作業の 内 容	③							
製造所(一般取扱所) の敷地面積	④ ㎡							
⑤ 建 築 物 の 構 造	階 数			建築面積	㎡	延べ面積	㎡	
	壁	延焼のおそ れのある外 壁	柱		床			
		その他の壁	は り		屋 根			
	窓		出 入 口		階 段			
⑥ 建築物の一部に製造所 (一般取扱所) を設け る場合の建築物の構造		階 数			建築面積	㎡	延べ面積	㎡
		建築物の構造概要						
製 設 造 備 (取 扱 の 概 要)	⑦							
令 項 タ 第 第 シ 九 第 ク 条 十 の 第 号 概 一 号 要	⑧							
配 管	⑨		加 圧 設 備		⑩			
加 熱 設 備	⑪		乾 燥 設 備		⑫			
た め ま す 等	⑬		電 気 設 備		⑭			
換 気 、 排 出 の 設 備	⑮		静 電 気 除 去 設 備		⑯			
避 雷 設 備	⑰		警 報 設 備		⑱			
消 火 設 備	⑲							
工 事 請 負 者 住 所 氏 名	⑳ 電話							

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 建築物の一部に製造所(一般取扱所)を設ける場合の建築物の構造の欄は、該当する場合のみ記入すること。

3 令第9条第1項第20号のタンクにあつては、構造設備明細書(様式第4のハ、様式第4のニ又は様式第4のホ)を添付すること。

【製造所・一般取扱所構造設備明細書 記入要領】

- ① 申請に係る施設区分以外を二重線で抹消する。
- ② 「事業の概要」欄は、当該製造所等を設置している事業所等の主たる事業概要を記入する。
(例) 塗料の製造／医薬品製造業／灯油の販売／ホテル業／スポーツセンター等
- ③ 「危険物の取扱作業の内容」欄は、危険物の取り扱い及び取扱いに伴う貯蔵等の概要を記入する。
(例) ・ アルコール等の溶媒と各種原料を調製タンクに入れ、攪拌・混合濾過後充填する。
・ 原料の顔料を計量、分散を行い各種溶剤にて混合し試作用塗料の製造を行う。
・ 専用地下タンクに貯蔵された灯油を計量機にて吸い上げ、容器に詰め替え販売する。
・ 地下タンク貯蔵所に貯蔵された軽油を燃料移送ポンプにより燃料小出槽に送り、非常用発電設備の燃料として消費する。等
- ④ 「製造所（一般取扱所）の敷地面積」欄は、当該製造所等が設置される事業所の敷地全体の面積を記入する。
- ⑤ 「建築物の構造」欄は、製造所等として規制される部分の構造等を記入する。
なお、構造については構造方法又は建築材料等を簡潔に記入するとともに、必要に応じて建基法上の耐火構造、防火構造、不燃材料等についてかっこ書きで記入する。また、耐火構造又は防火構造等として国土交通大臣が指定した認定工法による場合は認定番号を記入する。
(例) RC造（耐火構造）／CB造（耐火構造）／ALC+100（耐火構造）／吹付けロックウール被覆外壁（耐火構造：FP060NE-9305）／鉄骨造不燃ボード張（防火構造：PC030NE-9105）／鉄骨造（不燃材料）／スレート造（不燃材料）等

【建築物が一棟すべて製造所等である場合】

- a 「階数」は、建基令第2条第8号に規定する階数を記入し、地階がある場合は地階の階数も記入する。
- b 「建築面積」は、建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。
- c 「延べ面積」は、建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。ただし、建築物がない製造所等である場合は、「階数」「建築面積」欄は斜線で抹消し、「延べ面積」欄に当該製造所等の部分の面積を記入する。
- d 「延焼のおそれのある外壁」は、危政令第9条第5号の規定に該当する外壁がある場合に、構造を記入する。該当しない場合は斜線で抹消する。
- e 「その他の壁」は、延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。
- f 「柱」「床」「はり」「屋根」「階段」は、それぞれの構造について記入する。
- g 「窓」は、外壁に面する部分に窓がある場合に材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。
(例) アルミ製、網入りガラス（防火設備）／スチール製、はめ殺し網入りガラス（特定防火設備）等
- h 「出入口」は、外壁に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かっこ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。
(例) 鉄製、網入りガラス（防火設備）／鉄製（特定防火設備・自閉式）等

【建築物の一部に製造所等を設ける場合】

- a 「階数」は、当該製造所等が設置されている階数を記入する。
- b 「建築面積」は、記入せず斜線で抹消する。ただし、当該製造所等が複数の階に設置されている場合は、それぞれの階における製造所等の部分の面積について記入する。
- c 「延べ面積」は、当該製造所等の部分の面積（複数の階に設置されている場合は合計の面積）を記入する。
- d 「延焼のおそれのある外壁」は、当該製造所等の部分に危政令第9条第5号の規定に該当する

外壁がある場合に構造を記入する。

e 「その他の壁」は、当該製造所等の部分の延焼のおそれのある外壁以外の外壁の構造について記入する。

f 「柱」「床」「はり」「階段」は、当該製造所等の部分についてそれぞれの構造を記入する。

g 「屋根」は、当該製造所等の屋根の構造を記入する。ただし、上階がある場合は上階の床の構造を記入する。

h 「窓」は、当該製造所等の部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分の窓について、材質及びガラスの種類を記入し、かつ書きで建基法に規定する耐火性能を記入する。

i 「出入口」は、当該製造所等の部分の外壁に面する部分又は他用途部分との区画に面する部分の出入口について、材質及びガラスの種類を記入し、かつ書きで建基法に規定する耐火性能及び自閉式について記入する。

⑥ 「建築物の一部に製造所（一般取扱所）を設ける場合の建築物の構造」欄は、【建築物が一棟すべて製造所等である場合】については、記入せず斜線で抹消する。

【建築物の一部に製造所等を設ける場合】

a 「階数」は、建築物全体の建基令第2条第8号に規定する階数を記入する。ただし、地階がある場合は地階の階数も記入する。

b 「建築面積」は、建築物全体の建基令第2条第2号に規定する建築面積を記入する。

c 「延べ面積」は、建築物全体の建基令第2条第4号に規定する延べ面積を記入する。

d 「建築物の構造概要」は、建築物全体の建基法第2条第5号に規定する主要構造部の構造の概要を記入する。

(例) RC造(耐火構造)／鉄骨造(準耐火構造) 等

⑦ 「製造(取扱)設備の概要」欄は、次に掲げる20号タンク以外の主要な機器又は設備等について記入する。

なお、これらの設備等が多数設置される場合は、別紙のとおりと記入し別紙一覧表を添付する。

a 蒸留塔、精留塔、分留塔その他これらに類する施設の設置数及び最高地上高さ

b 20号タンクに該当しない反応槽、溶解槽、混合攪拌槽、反応釜、配合釜その他これらに類する設備の容量及び設置数

c 分離器、濾過器、脱水器、熱交換器、蒸発器、凝縮器その他これらに類する設備の設置数

d 危険物を取り扱うポンプ、危険物を出荷するローディングアームの設置数 e 発電機、ボイラー設備、加熱炉、工作機械、油圧機械、印刷機、塗料の吹付機その他これらに類する施設の概要及び設置数

f 固定給油設備、固定注油設備の性能及び設置数

g その他危険物を製造し、又は取り扱う主要な機器又は設備等の概要及び設置数

⑧ 「令第九条第一項第二十号のタンクの概要」欄は、20号タンクの容量及び設置数を記入する。

なお、20号タンクはそれぞれ別途構造設備明細書(様式第4のハ、第4のニ、第4のホ)を添付する。

⑨ 「配管」欄は、危険物を取り扱う配管の材質又はJIS記号、外面の腐食を防止するための措置等を記入する。また、地下埋設配管の場合は塗覆装、コーティング、電気防食等について記入する。

(例) 【地上部分】SGP(さび止め塗装)／圧力配管用炭素鋼鋼管(さび止め塗装)／JIS G 3452(白管)／SUS等

【埋設部分】ポリエチレン被覆鋼管(溶接部ペトロラタム含侵テープ被覆)／PLP管(電気防食)等

⑩ 「加圧設備」欄は、製造・取扱機器、タンク、配管等内の危険物に、外部から圧力を加える設備等について、加圧を行う設備又は施設名、加圧される危険物の化学名又は通称名、圧力及び加圧する物質を記入する。ただし、正圧又は負圧で5kPaを超えない設備については当該設備には該当しない。

(例) 植物油20号タンク、200kPa 加圧 (窒素) 等

- ⑪ 「加熱設備」欄は、危険物を直接又は間接的に加熱する設備等について、加熱される危険物の化学名又は通称名、加熱する設備又は施設名、最高加熱温度及び加熱媒体を記入する。ただし、危険物を保温する設備は当該設備には該当しない。

(例) 重油、加熱炉、200℃ (直火) 等

- ⑫ 「乾燥設備」欄は、危険物を直接乾燥する設備又は危険物に含まれる溶剤等を蒸発させる設備等について、乾燥する設備又は施設名、乾燥される危険物の化学名又は通称名、乾燥設備の最高温度、電気設備がある場合は防爆性能等を記入する。

(例) 防爆乾燥器、アセトン、60℃、耐圧防爆構造 (d2G4) 等

- ⑬ 「貯留設備」欄は、当該製造所等に設置している、ためます、拡散防止措置 (排水溝、囲い)、油分離装置等を記入する。

- ⑭ 「電気設備」欄は、危政令第9条第1項第17号に規定する、電気工作物に係る法令に基づく電気設備の防爆構造の種類及び個数等を記入する。ただし、添付書類等により詳細が明らかになっている場合は、総合的に「電気設備技術基準により設置」と記入することができる。

- ⑮ 「換気、排出の設備」欄は、当該製造所等における換気設備及び可燃性蒸気排出設備について、種別及び個数について記入する。

(例) 【換気設備】自然換気口2箇所/強制換気設備×1 (ベンチレーター) 等

【可燃性蒸気排出設備】自動強制排出設備 (防爆型ベンチレーター・換気設備兼用) ×1 等

- ⑯ 「静電気除去設備」欄は、静電気除去の種類等について記入する。

(例) 【接地方式による場合】D種接地/アース等

【接地方式以外】不活性ガスによるシール/イオナイザ装置 (空気イオン化) ×1 等

- ⑰ 「避雷設備」欄は、JIS Z 9290-3「雷保護 第三部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」に基づく保護手法 (保護角法、回転球体法、メッシュ法)、受雷部 (突針、水平導体、メッシュ導体) 及び内部保護の有無について記入する。

なお、他の建築物等に設置された避雷設備の保護範囲内であることにより、当該製造所等に避雷設備を設置しない場合は、建築物等の名称及び避雷設備の概要について記入する。

(例) JIS Z 9290-3による回転球体法 (突針2本)、内部保護有り等

- ⑱ 「警報設備」欄は、危規則第37条に規定する区分のうち、当該製造所等に設置したものを記入し、かっこ書きで義務又は任意の別を記入する。

(例) 自動火災報知設備 (任意) /電話 (義務) 等

- ⑲ 「消火設備」欄は、危政令別表第5の消火設備の区分のうち、当該製造所等に設置したものと及びその設置数を記入する。

(例) 第3種消火設備 (不活性ガス消火設備 (N2)) 全域/第3種消火設備 (ハロゲン化物消火設備 (Hロ401)) 局所×2箇所/第4種消火設備 (粉末大型消火器50型) ×1個/第5種消火設備 (ABC粉末10型) ×3個等

- ⑳ 「工事請負者住所氏名」欄は、設置者等から工事を請け負った法人の名称、主たる事業所の所在地及び工事の責任者又は担当者の氏名、電話番号を記入する。